

# 選 択 約 款 変 更 届 出 書

沖電お営営発第 69 号

平成 27 年 2 月 5 日

経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役 大 嶺 満  
社 長

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平成 27 年 4 月 1 日



別 紙

# 業務用電化厨房契約

( 選 択 約 款 )

平成 27 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社



# 目 次

1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適用条件	1
4	料 金	1
5	計 量	2
6	そ の 他	2
	附 則	3
	別 表	4

## 1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯での使用が多い厨房需要を電化していただくことにより、負荷の平準化を促進する等、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年2月5日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適 用 条 件

供給約款の業務用電力または選択約款の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、別表（適用対象機器類別）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し、その総容量（出力）が原則として30キロワット以上のお客さまで、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

## 4 料 金

各月の料金は、供給約款またはこの選択約款以外の選択約款によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

### (1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 = (2)の電化厨房電力量 × (3)の割引単価

### (2) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、5（計量）により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円24銭
-------------------	-------

## 5 計 量

- (1) 当社は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。
- (2) 電化厨房電力量の計量は、供給約款29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。
- (3) 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則4（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。
- (4) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

## 6 そ の 他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (3) この選択約款に定めのない規定については、供給約款の業務用電力にかかわる規定または業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に定めるところによるものといたします。

# 附 則

## 1 実 施 期 日

この選択約款は、平成27年4月1日から実施いたします。

## 2 延滞利息の適用開始時期

(1) 4（料金）については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、(2)の場合を除き、平成28年3月の検針日の翌日から平成28年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

## 3 延滞利息の適用開始までの取扱い

各月の料金は、供給約款またはこの選択約款以外の選択約款によって算定された早収料金の場合の金額から電化厨房割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

### (1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 = (2)の電化厨房電力量 × (3)の割引単価

### (2) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、5（計量）により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

### (3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円24銭
-------------------	-------



# 別 表

## 適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200ボルト以上といたします。

電気レンジ、フライヤー、オーブン、グリドル、グリラー、スープケトル、ティルティングパン、炊飯器、蒸し器、ゆで麺器、電気湯沸器、その他加熱厨房機器



# 添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖 縄 電 力 株 式 会 社



## 1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 27 年 2 月 5 日届出により変更となったことにと  
もない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、ここに平成 26  
年 1 月 28 日届出の業務用電化厨房契約（選択約款）の変更を届け出る次第であ  
ります。



## 2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

